

文化審議会博物館部会 法制度の在り方に関する ワーキンググループの設置について

令和3年2月2日

文化審議会博物館部会決定

1 設置の趣旨

博物館を取り巻く環境と社会からの要請が変化する中で、「登録」制度をはじめとする博物館法を改正する必要性が各所で指摘されている。

これまで博物館部会では、博物館の在り方について様々な観点から議論を行ってきたが、上記のような指摘を踏まえて、博物館法制度の在り方について具体的な検討を集中的に行うため、博物館部会の下に「法制度の在り方に関するワーキンググループ」を設置することとする。

2 調査審議事項

- (1) 博物館の定義と使命について
- (2) 登録制度について
- (3) 学芸員資格制度について
- (4) 登録制度と連動した博物館振興策について
- (5) その他

3 構成（別紙参照）

別紙のとおり

文化審議会博物館部会
法制度の在り方に関するワーキンググループ
委員名簿

(令和3年2月現在)

あおき ゆたか 青木 豊	國學院大學教授
うちだ たけし 内田 剛史	早稲田システム開発
こばやし まり 小林 真理	東京大学教授
さく ま だいすけ 佐久間大輔	大阪市立自然史博物館学芸課長
さ さ き ひでひこ 佐々木 秀彦	東京都歴史文化財団事務局企画担当課長
たけさこ ゆうこ 竹迫 祐子	(公財) 岩崎千尋記念事業団事務局長 ちひろ美術館主席学芸員
しおせ たかゆき 塩瀬 隆之	京都大学総合博物館准教授
はまだ ひろあき 浜田 弘明	桜美林大学教授，全日本博物館学会副会長
はら ま ま こ 原 眞麻子	東京都教育庁地域教育支援部管理課課長代理
はんだ まさゆき 半田 昌之	日本博物館協会専務理事

文化審議会博物館部会法制度の在り方ワーキンググループ運営規則（案）

（令和〇年〇月〇日文化審議会博物館部会法制度の在り方ワーキンググループ決定）

文化審議会博物館部会法制度の在り方ワーキンググループを次のように定める。

（総則）

第一条 文化審議会博物館部会法制度の在り方ワーキンググループ（以下、「ワーキンググループ」という。）の議事の手続きその他ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、この規則の定めるところによる。

（会議の招集）

第二条 ワーキンググループの会議は、必要に応じ、座長が招集する。

2 ワーキンググループの会議は、ワーキンググループに属する委員、臨時委員及び専門委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

（座長）

第三条 ワーキンググループに座長を置き、ワーキンググループに属する委員、臨時委員及び専門委員の互選により選任する。

2 座長は、ワーキンググループの事務を掌理する。

3 座長に事故があるときは、ワーキンググループに属する委員、臨時委員及び専門委員のうちから、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議の公開）

第四条 ワーキンググループの議事は公開して行う。ただし、特別の事情によりワーキンググループが必要と認

めるときは、この限りでない。

2 ワーキンググループの会議の公開の手續その他ワーキンググループの会議の公開に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第五条 この規則に定めるもののほか、ワーキンググループの議事の手續その他ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、座長がワーキンググループに諮って定める。

附 則

この規則は、ワーキンググループの決定の日（令和〇年〇月〇日）から施行する。

文化審議会博物館部会法制度の在り方ワーキンググループの公開について（案）

（令和〇年〇月〇日文化審議会博物館部会法制度の在り方ワーキンググループ決定）

文化審議会博物館部会法制度の在り方ワーキンググループの会議の公開については、文化審議会博物館部会法制度の在り方ワーキンググループ運営規則（令和〇年〇月〇日文化審議会博物館部会法制度の在り方ワーキンググループ決定）に定めるもののほか、下記により取り扱うものとする。

（会議の公開）

1. 会議は、次に掲げる案件を審議する場合を除き、公開して行う。
 - （1）座長の選任その他人事に係る案件
 - （2）上記のほか、座長が、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認める案件その他正当な理由があると認める案件
2. 会議を公開する場合には、会議の日時、場所及び議事を原則として会議開催日の1週間前の日（1週間前の日が行政機関の休日の場合は、その直前の行政機関の休日でない日とする。）までに文化庁ホームページに掲載するとともに文部科学省大臣官房総務課広報室に掲示する。

（会議の傍聴）

3. 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、文化庁（以下「事務局」という。）の定める手続により登録を受けなければならない。ただし、会議を傍聴することができる者は、原則として受付の順序に従って事務局が許可する人数とする。
4. 前項の登録を受けた者（以下「登録傍聴人」という。）は、座長の許可を受けて、会議を撮影し、録画し、又は録音することができる。
5. 登録傍聴人は、前項の許可を受けようとするときは、事務局の定める手続により申請するとともに、会議を撮影し、録画し、又は録音するに当たっては、事務局の指示に従わなければならない。
6. 登録傍聴人は、会議の進行を妨げる行為又は他の登録傍聴人の傍聴を妨げる行為をしてはならない。
7. 座長は、登録傍聴人が前二項の規定に反する行為をした場合には、当該登録傍聴人に対して退場を命ずる等適当な措置をとることができる。

（会議資料の公開）

8. 会議資料は公開とする。ただし、部会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

（議事録の公開）

9. 議事録は公開とする。ただし、座長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。

2021.2.9

博物館法改正に向けた基本的確認事項

浜田弘明

1 会議方針

時間が限られているため、博物館法本体の課題や論点の洗い出しを先行させ、施行規則・基準等で取り扱う事項は後回しにするなど優先順位をつける。

議事録は公開されることが望ましいと思うが、非公開か否か。また、傍聴は認めるか。

メンバーに含まれない分野である、動物園・水族館・植物園・科学館等の関係者・団体からのヒヤリングの実施。

2 博物館法の位置付けの前提

「教育基本法」第12条第2項：国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

「社会教育法」第9条：図書館及び博物館は、社会教育のための機関とする。

3 博物館の定義付け

資料収集、整理・保管、調査・研究、教育・普及等を担う非営利機関であることの再確認。

国立博物館、国・地方独立行政法人博物館、大学博物館等の同列化。

私立博物館設置者（一般財団法人・一般財団法人・宗教法人）の見直し。

「自然科学」「育成」で表現される動物園・水族館・植物園の明確化。

4 入館料

教育機関として、図書館法とのバランス等から公立博物館入館無料の原則（法23条）をどう考えるか。但し書きの継承により、独法館・指定管理者館等の有料継続は担保できる。

5 観光・地域振興策

博物館が教育機関であることを前提とするならば、教育機関としての役割が第一義となり、観光、地域振興への活用は二義的なもの若しくは施策となる。

6 博物館の認定（登録・認証）

登録館と相当施設の一元化。類似施設の博物館認定。現行の税制優遇措置等の堅持。

博物館を教育機関と位置付けるならば、事務窓口は教育委員会となり、各都道府県等に、認定のための第三者審査委員会等の設置を義務付けることも一方策。

全国統一の認証・認定制度を導入の場合は、第三者審査機関（国の運営補助、専門指導者の確保が必要）の設置が必要となる。

7 学芸員資格

国家資格の維持。現状を踏まえると「学芸員補」の名称は要再検討。

大学院のみの課程開講は、現実的に困難と思われ、大学での取得の継続が現実的。

学芸員発令がされない（一般行政職配置）地方公共団体等博物館職員の取り扱い。

上級資格制度を設ける場合、実務経験を踏まえた第三者機関の認証・認定方式も要検討。

資格の取得法や一種・二種または基礎・上級制の区分検討は、規則事項か。

1. 法改正の意味

- ・「法を変える」とは「現実を変える」ということ。「新しい現実」を創るということ。
- ・国の審議会(部会・WG)で検討する意味 → 国民の理解、幅広い議論、あるべき姿の提示

2. 現行法制度の問題点

- ・実態との乖離:登録制度の形骸化(対象が限定)、学芸員養成と就職のギャップ(専門分野不問、有資格者数と採用数の差)
- ・法益の不明確:法制度は博物館振興に寄与しているか
- ・時代のズレ:制定時)設置の促進 → 現在)運営向上、70年前の文言(古臭い用語)

3. 改正がもたらす法益

- ・「新しい現実」は国民に何をもたらすのか
→ 博物館活動の振興に寄与し、利用者や地域に便益をもたらす改正であること
- ・キーワード:「底上げ」と「盛り立て」(選別ではなく) ※それぞれのミュージアムはオンリーワンの存在
○登録制度…公益に資する条件(審査基準)…「底上げ」、支援・優遇措置の設定…「盛り立て」
○学芸員制度…専門職養成…「底上げ」、職員・支援者養成…「盛り立て」

4. 改正の各論

	事項	論点・課題	方向性
(1)	目的(1条)	・目的として「観光」、「地域振興」等への言及は？	・教育・学術・文化の発展を堅持 ・文化芸術基本法では「観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携」があるが、博物館法3条(事業)の2「国民の実生活の向上に資し」で読める。入れるとしても「望ましい基準」では。
(2)	定義(2条)	・文言の現代化が必要ではないか(例:一般公衆)	・劇場法では「人々」。
(3)	事業(3条)	・文言の現代化が必要ではないか(例:フィルム、レコード、映写会等)	・適宜、修正
(4)	職員(4条)	・館長は非常勤、充て職、名誉職でよい ・学芸員は専門「的」職員か	・館長職は登録審査基準で、経営責任を果たせる条件を課す ・合理的、必然的な理由がなければ、「専門職員」に
(5)	学芸員(補)資格(5・6条)	・学芸員補資格は機能しているか ・養成科目の中身が必ずしもモノ(専門分野)に対応していない=即戦力とまらない(国際的に低水準) ・有資格者の数と採用数のギャップ ・真のキャリアパスが見えにくい ・上級資格は必要か	・基礎資格:学芸員補資格を廃し、「仮称 博物館士」(参考:社会教育士)に=職員養成(学部:ミュージアム・リテラシーの習得)…裾野拡大 ・専門資格:「学芸員」=専門職養成(専門分野の修士号or実務経験3年&館種別ミュージアム・ベシックスの習得)…採用数見合い、更新制 ・上級資格:専門団体で検討(参考:図書館協会の認定司書制度)
(6)	研修(7条)	・現職教育の充実が必要	・研修の体系化、
(7)	登録(10条～14条)博物館相当施設(29条)	・登録博物館の対象が限定。包括性がない(国立、独法、地独、首長部局、会社、大学等々) ・登録審査基準が基礎的、外形的すぎる ・都道府県及び指定都市の教育委員会による審査でよい(審査される立場を兼ねる、実質的な審査できるか) ・登録のメリットが限られる ・拠点館・中核館・の設定が必要では ・「登録」というステータスがわかりにくい	・対象の縛りをできるだけはずし、包括的に。ただし営利組織については留意が必要(設置法人と施設を区分して審査?)。 ・審査は専門的知見を有する第三者機関が実施。認定は教委/文化庁(国立、大学法人) ・審査基準は日博協の調査研究報告書の案を再検討 ・認定プロセスを通じ運営を改善メリットの明確化、付加 ・公開承認施設、科研費対象との連動 ・「認定博物館」「認定拠点博物館」とする、更新性
(8)	博物館協議会(20条～22条)	・公立館限定でよい	・設置者を問わず「設置できる」とする
(9)	倫理・行動規範	・法規と連動していない	・新たな登録基準に倫理規程・行動規範の理解と順守を入れる

博物館法改正に向けての検討ポイント(メモ)

令和3年2月9日

文化審議会博物館部会ワーキンググループ（日本博物館協会 半田昌之）

2. 日本の博物館の社会教育機関としての基本的要件を規定

- ・ 教育基本法に基づく社会教育法の特別法としての位置付けの継承
- ・ シンプルで包括的な定義
- ・ 博物館である要件を外形的要素から質的要素に転換
- ・ 質的要素を担保する博物館として必要な事業内容の明示
- ・ 発展的に事業を持続するために必要な組織・職員の構成
- ・ 専門(的)職員が司る(担う)基本的業務の明示
- ・ 設置、運営、現場実務それぞれの責任と役割の明示
 - ICOMでのミュージアム定義の見直し内容の参照
 - 定義のキーワード: 公共性・非営利性・包摂性など／保存活用・調査研究・教育・発信など
 - 博物館の原則、関係者の行動規範(博物館倫理規定)の見直しと更新との連動
 - 経営のガバナンス、運営のマネジメント、専門的オペレーションの位置付け整理
 - 学芸員の業務領域の見直しと再整理
 - 現行学芸員養成制度の課題と今後の方向性の整理と継続的検討の体制整理

2. 一定要件を備えた博物館を社会的に位置付ける(登録/認定/承認)制度の整備

- ・ 「相談」と「支援」による博物館全体の総合力を高める制度目的の明示
- ・ 名称独占に代わる新たな公的名称の設定
- ・ 位置付けに必要な基本的基準の整理
- ・ 制度を運用するための、国・地方自治体の役割の整理
- ・ 各博物館の持続的機能充実を担保するための定期的チェック体制の導入
- ・ 制度を運用する第三者機関の在り方の整理
 - 参考となる海外の制度の参照
 - 学芸員をはじめ博物館職員の人材育成・研修システムの検討
 - 制度を持続的に実施・定着させるために必要な財源・人材の検討

3. 法改正への理解醸成、実効性の確保、多様化する役割へのリンク

- ・ 設置者、館種団体等からの十分な意見聴取と丁寧な情報提供・共有
- ・ 文化財保護法との有機的連携、文化芸術基本法等関連法規との役割分担
- ・ 「博物館の設置と運営に関する望ましい基準」の見直し
 - 博物館の運営実態の把握と課題の抽出
 - 全国博物館長会議ほか、フォーラム、シンポジウム等の開催・活用
 - 倫理規定、望ましい基準等を含めた議論・検討の場の継続的確保

* 参考: 博物館の運営現場の課題意識

(令和元年度博物館総合調査より 博物館部会資料から再掲)

表 3 - 2 1 - 5 博物館界の問題点「Q 2 3 - 2」

項目	すごくあてはまる とまああてはまる の合計 (%)	前回調査からの 増減 (%)
i) 国や地方公共団体の博物館振興策が十分ではない。	72.7	-0.8
k) 市民、国民が博物館を支援する体制ができていない。	70.9	-0.6
h) 日本の博物館の国際化が進んでいない。	60.0	0.3
g) 日本の博物館界と博物館界以外の連携・協力が十分ではない。	64.5	-1.7
e) 職員の能力開発が十分ではない。	62.1	2.3
a) 日本の博物館の国の指針・政策の方向性が明確に示されていない。	60.0	-4.4
* 前回の設問：日本の博物館の将来像が明確になっていない。		
b) 博物館法等の法令が博物館の実情にあっていない。	59.0	3.6
c) 博物館登録制度が博物館の実情にあっていない。	57.8	-0.7
f) 日本の博物館界における相互の連携・協力が十分ではない。	56.3	-1.7
j) 博物館関係の各種協会・団体の活動が十分ではない。	54.0	-2.9
d) 学芸員養成制度に問題がある。	52.6	3.2

＜これまでの議論と関連する動き＞

1951年12月 博物館法公布 → 保護・助成に値する博物館の選別

1955年7月 博物館法改正 → 博物館相当施設の規定を追加

2003年 地方自治法改正 → 指定管理者制度の導入

2007年6月 「新しい時代の博物館制度の在り方について」（これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議）

2008年6月 社会教育法等の改正 → 教育基本法の改正を踏まえた既定の整備、運営状況の評価の追記等

2011年12月 「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」改正

2017年7月 「提言 21世紀の博物館・美術館のあるべき姿―博物館法の改正へ向けて」（日本学術会議）

2017年12月 「文化経済戦略」策定

2018年6月 文部科学省設置法改正 → 博物館に関する事務を文部科学省から文化庁に移管

2019年6月 分権一括法 → 博物館の所管を地方公共団体の長とすることが可能に

2020年5月 文化観光推進法公布

2020年8月 「提言 博物館法改正へ向けての更なる提言～2017年提言を踏まえて～」（日本学術会議）

現行法における登録・指定制度は、戦後、公立への補助と公益法人への税制上の優遇を行い、博物館を増加させるための枠組みであったことから、現在では、大きくは以下のような課題を抱えていると考えられる。

A 対象

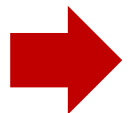
登録制度の対象が、設置者が地方公共団体、一般社団・財団法人等の博物館に限定されており、国・独法、大学、地方独法、株式会社等の場合は対象外。※相当施設は設置者要件なし

B 審査基準・内容

審査が外形的な基準（学芸員の配置の有無、年間開館日数、施設の面積等）によって行われており、実質的な活動内容が審査されておらず、質や公益性を担保するものとなっていないため、博物館の質の向上に貢献できていない。

C メリット

歴史的経緯から、現在では登録・相当指定のメリットがほとんどなく、博物館全体の2割程度の館しか登録・指定されていない。



法律と実態の乖離を解消し、博物館が制度を通じて活動の質の維持・向上を図ることができる仕組みに改善することが必要

11

① 制度の理念と目的

- すべての博物館が制度を通じて質の維持・向上を図ることができる仕組みへ

② 対象範囲

- 地方公共団体、一般社団・財団法人等に限定されている設置主体要件を撤廃

③ 制度と連動した博物館振興策

- 制度を実効的なものとするため、多様な振興策（メリット）との連動が重要

④ 審査基準

- 外形的な基準から、博物館機能・設備の保有や実質的な活動を評価する基準へ転換
- 一定の要件を備えた優れた博物館であることを証するよりの確な表現（「認証」「認定」等）を求める意見。名称独占についても検討。※法令上の整理が必要

⑤ 審査主体・プロセス

- 審査に専門性が必要となるため、専門家による審査を実施
 - ➡ 第三者機関に審査を移行／都道府県がそれぞれ審議会を組織／その他
- 国、地方公共団体（教育委員会）の関与

⑥ 質保証と評価

- 登録後の質保証の必要性を指摘する意見。EX. 定期的なモニタリング、更新制の導入

⑦ 学芸員資格制度との関係

① 制度の理念と目的

- すべての博物館が制度を通じて質の維持・向上を図ることができる仕組みへ

② 対象範囲

- 地方公共団体、一般社団・財団法人等に限定されている設置主体要件を撤廃

③ 制度と連動した博物館振興策

- 制度を実効的なものとするため、多様な振興策（メリット）との連動が重要

④ 審査基準

- 外形的な基準から、博物館機能・設備の保有や実質的な活動を評価する基準へ転換
- 一定の要件を備えた優れた博物館であることを証するよりの確な表現（「認証」「認定」等）を求める意見。名称独占についても検討。※法令上の整理が必要

⑤ 審査主体・プロセス

- 審査に専門性が必要となるため、専門家による審査を実施
 - ➡ 第三者機関に審査を移行／都道府県がそれぞれ審議会を組織／その他
- 国、地方公共団体（教育委員会）の関与

⑥ 質保証と評価

- 登録後の質保証の必要性を指摘する意見。EX. 定期的なモニタリング、更新制の導入

⑦ 学芸員資格制度との関係

①制度の理念と目的について

- 新制度の理念は、**2007年報告書の理念を引継ぎ、「望ましい博物館像を社会が共有し、それに向けて博物館が断続的に博物館の改善、向上を目指した努力を奨励する制度」としてよいか。**
- 当時から変化した状況や新たに考慮すべき事項はあるか。

【現行制度】

【登録】

登録制度を設けた理由（博物館法案立案時の資料より抜粋）

博物館の機能は、各種各様の有益な資料によって基礎づけられるものであり、またその各種類に渡る資料が常に公共的に活用されることが大切なのであって、**博物館の基本的、公共的な機能を確保することが第一の要件**である。したがって、かかる博物館を期待する場合は単にその設置主体のみを限定することでは充分ではない。

つまり、博物館の設置について、単にその報告とか届出とかによってこの法律に規定する機能を持つ博物館が直ちに予想されるとは申されないものであって、ここに**博物館の公共的活動の基本的要件を備えているかどうかを審査する必要性**が生じてくるのである。（後略）

又、税法上の特例を規定する関係上、**脱税を目的として設置されるような私立博物館を排除**するためにも、この制度を設ける必要を感じたわけである。これは博物館を拘束するというのではなく、博物館の特異性から、その機能の基礎を確保し、積極的にその助成を図ろうとするためのものである。

【相当】

相当施設の指定制度を設けた理由（S30改正時の資料より抜粋）

博物館相当施設については、現行法附則（中略）に規定されているが、これは、主として学芸員の暫定資格を広く与えるためにとられた措置である。しかし、この指定は、**博物館の教育活動を促進・助長する**面で大きな成果を収めているので、指導助言権を与えるなど現行規定を更に明確にし、博物館の総合的な発展に資するため、本則において規定したものである。

【新制度】

2007年報告書

- 新しい博物館登録制度の意義とは、「博物館設置主体（地方自治体等）、博物館、博物館利用者(住民等)など、**社会の中で博物館に関係する者が、博物館の公益性の認識と望ましい博物館像を共有し、継続的に博物館の改善、向上を目指していくために役立ち、もって当該博物館が利用者に支えられる土台を作ること**」と考える。
- 一方で、博物館や博物館利用者など関係者の努力による、登録制度の信用や認知度の向上も重要であり、その結果、例えば、登録博物館とは信頼できる博物館であるとの評価が国際的に定着すれば、美術品等の借り受け、動物の譲渡等の手続きが容易になることが期待できるなど、様々な場面で「登録」の地位が当該博物館の活動を支援する効果も期待できる。このように、**登録制度利用促進のためのメリットの付与と、信頼のおける制度としての認知度が向上することによる更なるメリットの増大が、好ましいサイクルとなって本制度が発展することが望ましい。**

①制度の理念と目的について

「新しい時代の博物館制度の在り方について」（2007年6月 これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議）

新たな登録制度では、上記の運用上の問題の改善・解決を図るだけでなく、登録制度が社会的な説明責任や信頼を得るための手段となるよう、図っていく必要がある。

この点に関し、我が国の博物館登録制度と類似した博物館基準認定制度を運用している英国の博物館・図書館・文書館会議（MLA）は、同制度において「社会のために委託されたコレクションを持ち、現在と未来の世代のために責任を持って公共の資産を管理する機関として、博物館に対する信頼を育てること」等の利点があるとして、博物館の運営方式、利用者サービス、来館者用施設、収藏品管理といった活動に関わる項目の審査を行っている。

このような考え方は、社会的基盤こそ違うものの、我が国の博物館登録制度を考えていく上で共有してよい。

新しい博物館登録制度の意義とは、「博物館設置主体（地方自治体等）、博物館、博物館利用者（住民等）など、社会の中で博物館に関係する者が、博物館の公益性の認識と望ましい博物館像を共有し、継続的に博物館の改善、向上を目指していくために役立ち、もって当該博物館が利用者に支えられる土台を作ること」と考える。

このような考え方にに基づき、新しい登録基準等具体的な制度設計は以下を配慮したものとする必要がある。

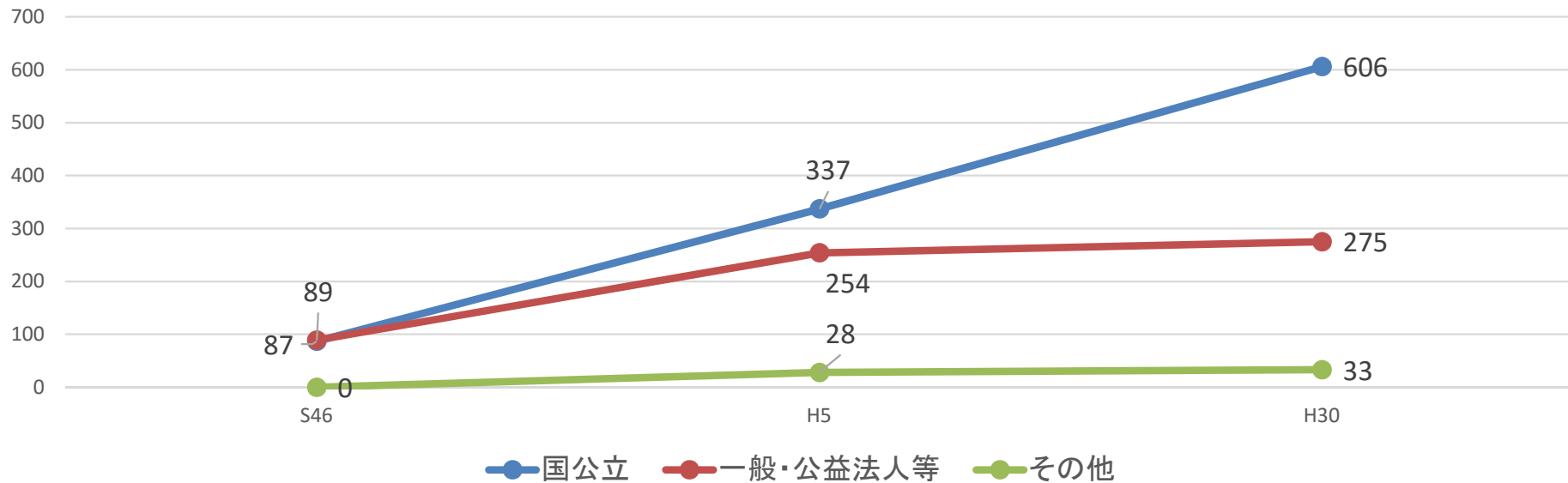
- ① 資格を有する学芸員の配置など、設置者の違いや、施設の規模等に応じて、登録博物館として当然有すべき要件、機能を備えていることについて確認できること
- ② 博物館がその活動において、公共に資する視点でそれぞれの館に相応しい使命と計画を設定し、どれだけ実践しているかという視点で審査を行えること
- ③ 我が国の博物館活動の多くを支えている中小の博物館や私立博物館も含め、できるだけ多くの博物館が参加できること
- ④ 各関係者に＜別紙2＞に示すような利点をもたらすことが期待できるほか、私立の登録博物館への税制上の優遇措置が登録制度の意義をより高める効果を発揮しているように、登録博物館になることの目に見えるメリットが多くあること。

一方で、博物館や博物館利用者など関係者の努力による、登録制度の信用や認知度の向上も重要であり、その結果、例えば、登録博物館とは信頼できる博物館であるとの評価が国際的に定着すれば、美術品等の借り受け、動物の譲渡等の手続きが容易になることが期待できるなど、様々な場面で「登録」の地位が当該博物館の活動を支援する効果も期待できる。このように、**登録制度利用促進のためのメリットの付与と、信頼のおける制度としての認知度が向上することによる更なるメリットの増大が、好ましいサイクルとなって本制度が発展することが望ましい。**

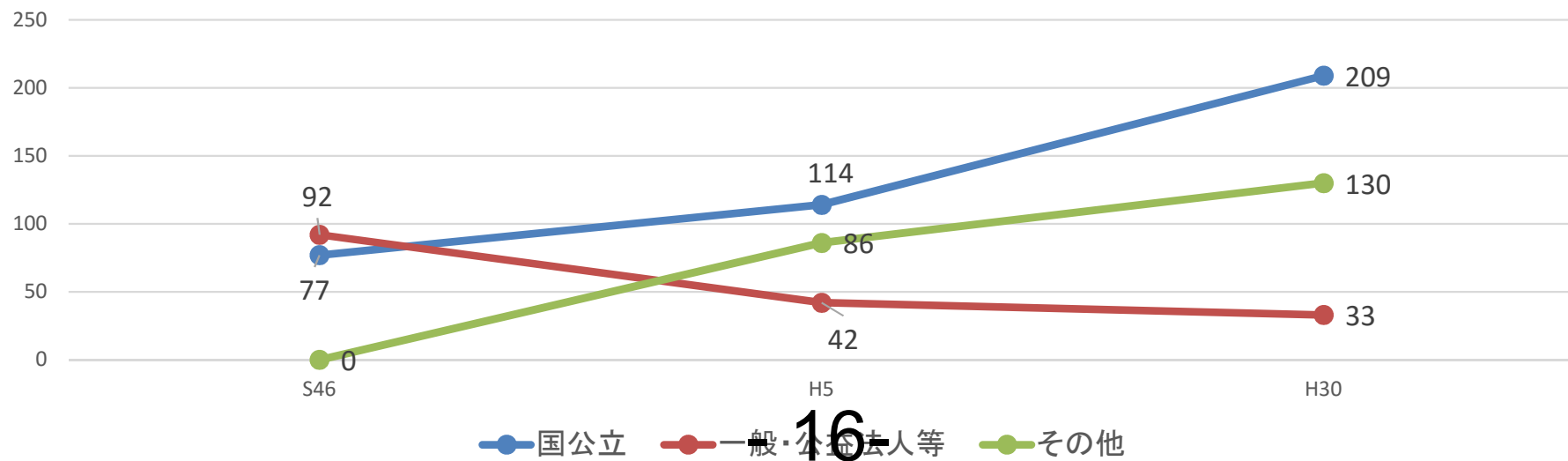
このような点を踏まえ、博物館登録制度は、博物館法の154の制度として引き続き発展させていくべきである。

②対象範囲(設置主体要件)について

登録博物館数の推移



博物館相当施設数の推移



②対象範囲(設置主体要件)について

- 設置主体が多様化する現状を考慮し、また、博物館の活動の内容を重視する観点から、**地方公共団体、一般社団・財団法人等に限定されている設置主体要件を撤廃**してはどうか。
- 博物館**相当施設の指定制度は、登録制度に一本化**してはどうか。

【現行制度】

【登録】

- 地方公共団体 ※
- 一般社団法人もしくは一般財団法人
- 宗教法人
- 日本赤十字社（政令）
- 日本放送協会（政令）

※ 博物館の設置・管理は教育委員会の所管。
条例で定める場合は首長部局に移管可。
(地教行法第21条、第23条)

【相当】

設置者要件なし

【新制度】

【認証（仮称）】

- 国
- 独立行政法人
- 大学
- 地方公共団体
- 地方独立行政法人
- 一般社団法人もしくは一般財団法人
- 宗教法人
- 日本赤十字社（政令）
- 日本放送協会（政令）
- 株式会社等の営利法人
- 個人

③制度と連動した博物館振興策について

- 現行制度における一定の基準を上回る全ての館に対する支援を拡充するとともに、**特定の分野や役割で卓越した館に対して支援する枠組みを新設**してはどうか。

【現行制度】

一定の基準を上回る全ての館に対する支援の枠組み

【登録】

- 標本等として用いる物品を輸入又は寄贈された場合、関税免除（関税率法第15条、同施行令第17条）
- 登録美術品制度に基づく美術品の公開が可能（美術品公開促進法 第2条）
- 美術品補償制度の利用が可能（美術品損害補償法 第2条）
- 希少野生動物種の個体の譲渡し等が可能（種の保存法 第12条第1項第9号、第48条の10）
- 土地等の譲渡を受けた場合、譲渡者に所得税の特別控除有（租税特措法 第33条他）
- 施設の用に供する宅地に対する換地計画において特別の考慮（土地区画整理法 第95条）
- 激甚災害からの復旧工事費等への2/3補助【公立のみ】（激甚法 第16条）
- 設置主体の公益法人の認定が可能【私立のみ】
 - ・ 地方税法等の優遇が適用
 - ・ 施設の新増改築の費用に充てるために行う募金について、指定寄附金の適用が可能

【相当】

- 登録美術品制度に基づく美術品の公開が可能
- 美術品補償制度の利用
- 希少野生動物種の個体の譲渡し等が可能
- 施設の用に供する宅地に対する換地計画において特別の考慮
- 激甚災害からの復旧工事費等への2/3補助【公立のみ】

維持
拡充

新設

【新制度】

一定の基準を上回る全ての館に対する支援の枠組み

【認証（仮称）】

- 標本等として用いる物品を輸入又は寄贈された場合、関税免除（関税率法第15条、同施行令第17条）
- 登録美術品制度に基づく美術品の公開が可能（美術品公開促進法 第2条）
- 美術品補償制度の利用が可能（美術品損害補償法 第2条）
- 希少野生動物種の個体の譲渡し等が可能（種の保存法 第12条第1項第9号、第48条の10）
- 土地等の譲渡を受けた場合、譲渡者に所得税の特別控除有（租税特措法 第33条他）
- 施設の用に供する宅地に対する換地計画において特別の考慮（土地区画整理法 第95条）
- 激甚災害からの復旧工事費等への2/3補助【公立のみ】（激甚法 第16条）
- 設置主体の公益法人の認定が可能【私立のみ】
 - ・ 地方税法等の優遇が適用
 - ・ 施設の新増改築の費用に充てるために行う募金について、指定寄附金の適用が可能

+

全ての館に対するメリット拡充

+

特定の分野で卓越する館に対する支援の枠組み

【特定認証（仮称）】

（新設）

<これまでの議論と関連する動き>

2007年6月 「新しい時代の博物館制度の在り方について」（これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議）

- 博物館の多様性を尊重し、館の自主的な運営改善を促すような制度設計に
- すべての館に適用する「共通基準」と館種や設置目的等の違いに配慮した「特定基準」の双方が必要
- 審査基準の柱は、経営（マネジメント）、資料（コレクション）、交流（コミュニケーション）

2008年3月 「博物館の評価基準に関する調査研究」報告書（公益財団法人 日本博物館協会）

- 「基礎的な共通基準案」を提言
- 外形的な基準に活動面を加味（1 設置、2 経営、3 資料、4 調査研究、5 展示、6 教育普及、7 職員、8 施設設備の8領域に再編し、それぞれに共通基準を設定）
 - 現代的な課題への対応
 - 各館の多様性を尊重し、各館の使命・目的に応じた博物館像を設定することを支援

2011年12月 「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」改正

※登録の基準に対して、博物館法第8条の規定に基づき、望ましい博物館の姿として博物館が目指すことが適当であると
考えられる、より水準の高い内容を定めたもの

2012年 「博物館の原則」「博物館関係者の行動規範」の決定（公益財団法人 日本博物館協会）

2017年3月 「博物館登録制度の在り方に関する調査研究」報告書（公益財団法人 日本博物館協会）

- 「基礎的な共通基準案」を見直し
- 「望ましい基準」及び「博物館の原則」との内容の整合性を図る
 - 特に小規模館に配慮して規模の大小を問わず適用できる内容とする

④ 審査基準について

- 外形的な基準から、実質的な活動を評価する基準へ転換することにより。

【現行制度】

外形的な基準に基づき審査（自治体ごとに多様な運営）

【登録】

法律上の目的を達成するために必要な

- ① 博物館資料があること
- ② 学芸員その他の職員を有すること
- ③ 建物及び土地があること
及び
- ④ 一年を通じて150日以上開館すること

【相当】

事業を達成するため必要な

- ① 資料を整備していること
- ② 専用の施設及び設備を有すること
- ③ 学芸員に相当する職員がいること
及び
- ④ 当該施設及び設備を公開すること
- ⑤ 一年を通じて100日以上開館すること



博物館の設置及び運営上の望ましい基準

【新制度】

実質的な活動の質を審査

【認証（仮称）】

【特定認証（仮称）】

特定の分野における博物館活動をけん引する
にふさわしい館の基準

都道府県教育委員会における博物館関係業務の実態に関する調査結果（平成19年5月）

都道府県教育委員会に平成18年10月1日を基準日に調査。以下、都道府県は「県」で統一。

博物館登録業務の状況

- 登録審査の実施主体は一般行政職員が34県、外部有識者等の審査委員会が6県
- 博物館登録審査基準要項を「都道府県教育委員会規則に内容を反映している」のが15県、「審査基準として参考にしている」のが29県
- 1県あたりの平均の博物館登録申請の処理件数は、年間0.43件
- 過去3年間で登録の申請がなかった県が14県（約3割）
- 登録博物館の定期的な確認調査を行っていない県が85%で大半

博物館相当施設指定業務の状況

- 博物館相当施設の取扱を特に都道府県教委規則で定めていないのが85%で大半
- 1県あたりの平均の指定審査の処理件数は、年間0.28件
- 過去3年間で相当の指定の申請がなかった県が31県（約3分の2）

博物館行政の状況

- 博物館業務の専任職員を設置しているのは6県のみ
- H15年の「望ましい基準」の定期的な確認・指導をしているのは僅かで、周知にとどまっているのが31県
- 私立博物館に報告を求めたり、指導助言を~~行~~²¹っている県は3割程度

提言『博物館法改正へ向けての更なる提言 ～2017年提言を踏まえて～』（2020年8月27日）

（第24期日本学術会議史学委員会博物館・美術館等の組織運営に関する分科会）

小佐野 重利

日本学術会議連携会員 東京大学名誉教授

（2021年2月9日／24日 報告）

日本学術会議（1949年1月～）

職務

- 科学に関する重要事項を審議し、その実現を図ること。
- 科学に関する研究の連絡を図り、その能率を向上させること。

役割

- 政府に対する政策提言
- 国際的な活動
- 科学者間ネットワークの構築
- 科学の役割についての世論啓発

◆昭和24（1949）年9月6日 衆・参議院議長あての申入『文化財保護法制定について』、国立博物館などの文化財保護委員会への所属には消極的な同意

◆第17期日本学術会議芸術学研究連絡委員会、報告『国立博物館（芸術系）・美術館の今後の在り方について―独立行政法人化に際しての調査研究機能の重視、評価の適正化など―』、2000年7月29日

◆第20期日本学術会議学術・芸術資料保全体制検討委員会、声明『博物館の危機をのりこえるために』、2007年5月24日

- 現状の学芸員制度に加えて、多様な社会的ニーズに適切に応える優秀な人材を養成する新たな学芸員制度の構築を検討する。

- 博物館の設置目的にしたがった点検、評価をおこなう博物館評価機構のような組織の設置を検討する。

日本学術会議と博物館法

◆ 第 21 期日本学術会議史学委員会博物館・美術館等の組織運営に関する分科会、提言『地域主権改革と博物館—成熟社会における貢献をめざして—』、2011年8月3日

← 地方分権改革推進委員会第3次勧告における博物館法の見直し勧告

- ① 第 12 条の博物館登録の要件を廃止又は条例委任とする。
- ② 第 21 条の博物館協議会の委員の資格を廃止又は条例委任とする。

提言

- (1) 博物館の存立に一定の質を担保しうる普遍性のある基準が必要である。
- (2) 博物館があるべき質を保ちながら進化・発展するために、
登録制度は必要である。
- (3) 地方分権委員会のめざす「地方が主役の国づくり」において、
博物館の役割はきわめて重要である。

二つの提言

◆第 23 期日本学術会議史学委員会博物館・美術館等の組織運営に関する分科会

提言『21世紀の博物館・美術館のあるべき姿—博物館法の改正へ向けて』（2017年7月20日）

（1）博物館法の改正による新たな登録制度への一本化

（2）博物館の水準を向上させる新登録制度の設計と研究機能の充実

◆第 24 期日本学術会議史学委員会博物館・美術館等の組織運営に関する分科会

提言『博物館法改正へ向けての更なる提言～2017 年提言を踏まえて～』（2020年8月27日）

2020年の提言等の内容

(1) 登録博物館制度から認証博物館制度への転換

現状との乖離が著しい登録博物館制度から、日本の博物館全体の機能強化とレベルアップのための新しい認証博物館制度への転換を提言する。

認証博物館制度

(2) 認証博物館制度の認証基準策定、検証、評価等を担う第三者機関の設置 認証博物館を一級、二級に区分した新たな認証博物館制度を構築する。

(3) 学芸員制度の改正による学芸員の区分の設定

「一種学芸員」と「二種学芸員」に区分した新たな学芸員資格の導入。

新学芸員制度

(4) 学芸員による独創的な研究を可能とする新制度設計

学芸員による業務から離れた自由な研究活動の意義も認め、独創的な研究を可能にする研究環境の基盤整備を講ずるべきである。

(5) 文化省（仮称）の創設による博物館の運営改善と機能強化の実現

博物館の運営改善と機能強化を支援する国家的な文化政策を立てるためには、文化庁が文化省（仮称）に拡充改編されることが望ましい。

提言(1) なぜ登録から認証制度への転換か

• 登録制度は、「賞味期限切れ」？

当初は保護助成として、公立博物館には国からの補助金の交付、私立博物館には税制優遇措置を受ける主体を選別する機能を果たす制度 → 地方分権推進委員会の勧告や三位一体の改革によって公立博物館への施設・設備整備補助金の廃止 → 登録するメリット激減

• 論拠 平成19(2007)年の「これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議」第5回会議(同年1月19日開催)の配布「資料2」(未公開)に、登録事務を所掌する各都道府県に対して文科省がおこなったアンケート調査の結果

• 都道府県1県あたりの平均の博物館登録申請の処理件数が年当たり0.43件、登録後、登録時に備えていた要件を当該博物館が引き続き維持しているかの定期的な確認を行っている県は、約15%にすぎない。

• 登録審査事務実施を通じた問題点としては、審査のノウハウを維持できていないと回答した都道府県48のうち32、審査する側に博物館の専門的知識がないと回答した都道府県が23あるなど、現状の審査体制に問題があることが報告された。←確認・更新審査は不可能

• 認証制度は新鮮で、注目を集めるか？ ←イギリスなどの認証(accreditation)制度を参照して、
◎認証の申請要件のミニマム化 ◎博物館の設置主体の制限の撤廃

提言(2)

認証博物館制度の認証基準策定、検証、評価等を担う第三者機関の設置

課題

- ① 認証の申請受付先（都道府県？）と認証審査・定期的な検証評価の機関先（第三者機関）を分けるか
- ② 移行措置 ← 現登録博物館の不利益排除措置
- ③ 認証博物館を一級認証と二級認証に区分する基準の策定（施設規模、学芸員・職員数、活動・運営状況）
2011年の東北地方太平洋沖地震と津波および原発事故災害で被災した文化財や資料の迅速な洗浄修復と保存管理の経験を活かし、地区ブロックごとに一級認証博物館が中心（hub）となって二級認証博物館との間に展示・研究や情報交流など、相互に支援する活動のネットワーク（ICOM京都大会の『文化的ハブとしてミュージム』理念）を構築して、日本全体の博物館の活動の振興、機能強化と将来の発展を図る。
- ④ 新規認証申請館の誘致 ← 認証申請のメリットはあるのか？
 - ・ 社会教育調査統計（2018年）：登録博物館914館、相当施設372館、類似施設4,452館（77%）、総数5,738館。
← 博物館法第二条に新たに一項「名称付与」を加え、博物館が申請すれば「日本の博物館 {The Japanese Museum}」の名称（およびロゴマーク）を付与して、わが国および地方の文化観光の振興に寄与することを奨励する。名称付与を受けた館の専門職員は、学芸員資格を満たしていれば任用資格「学芸員」となれる。
 - ・ 申請館へは運営に関する（財務諸表など）資料や自己点検及び評価や改善措置の公開を要望する

提言(1)～(3)の図示説明

	登録博物館制度 (現行)		認証博物館制度 (新規)	
移行措置	登録博物館	⇒ 一括自動移行 ⇒	二級認証博物館 (申請すれば 一級認証博物館となるも可)	二級認証博物館から一級認証博物館への級別変更も可
	学芸員	⇒ 種別移行 ⇒	一種学芸員 二種学芸員	一種学芸員と二種学芸員の種別基準 : 勤続年数 : 学芸員経験年数
新規認証・新規認定	博物館相当施設 博物館類似施設 独立行政法人の国立 館など	⇒ 個別認証申請 ⇒	一級認証博物館 二級認証博物館	二級認証博物館から一級認証博物館への級別変更も可
	学芸員養成課程履修 者 学芸員認定試験合格 者	⇒ 個別認定申請 ⇒	一種学芸員 二種学芸員	一種学芸員と二種学芸員の種別基準 : 学芸員経験年数 : 大学院修士課程修了 : リカレント研修 : インターンシップ等修了

(2021年2月24日報告)

2020年の提言等の内容

(1) 登録博物館制度から認証博物館制度への転換

現状との乖離が著しい登録博物館制度から、日本の博物館全体の機能強化とレベルアップのための新しい認証博物館制度への転換を提言する。

認証博物館制度

(2) 認証博物館制度の認証基準策定、検証、評価等を担う第三者機関の設置 認証博物館を一級、二級に区分した新たな認証博物館制度を構築する。

(3) 学芸員制度の改正による学芸員の区分の設定

「一種学芸員」と「二種学芸員」に区分した新たな学芸員資格の導入。

新学芸員制度

(4) 学芸員による独創的な研究を可能とする新制度設計

学芸員による業務から離れた自由な研究活動の意義も認め、独創的な研究を可能にする研究環境の基盤整備を講ずるべきである。

(5) 文化省（仮称）の創設による博物館の運営改善と機能強化の実現

博物館の運営改善と機能強化を支援する国家的な文化政策を立てるためには、文化庁が文化省（仮称）に拡充改編されることが望ましい。

提言(1)～(3)の図示説明

	登録博物館制度 (現行)		認証博物館制度 (新規)	
移行措置	登録博物館	⇒ 一括自動移行 ⇒	二級認証博物館 (申請すれば 一級認証博物館となるも可)	二級認証博物館から一級認証博物館への級別変更も可
	学芸員	⇒ 種別移行 ⇒	一種学芸員 二種学芸員	一種学芸員と二種学芸員の種別基準 : 勤続年数 : 学芸員経験年数
新規認証・新規認定	博物館相当施設 博物館類似施設 独立行政法人の国立 館など	⇒ 個別認証申請 ⇒	一級認証博物館 二級認証博物館	二級認証博物館から一級認証博物館への級別変更も可
	学芸員養成課程履修 者 学芸員認定試験合格 者	⇒ 個別認定申請 ⇒	一種学芸員 二種学芸員	一種学芸員と二種学芸員の種別基準 : 学芸員経験年数 : 大学院修士課程修了 : リカレント研修 : インターンシップ等修了

(3) 学芸員制度の改正による学芸員の区分の設定

- 大学院での学芸員養成科目・課程等の設置を念頭に置いて、一種学芸員（修士修了）と二種学芸員（学部卒）の種別を設ける。

← 日本学術会議（2002～2004年：第18期と19期）の報告で学術資料を扱う専門職員、とくに修士課程修了以上の専門職員の確保・養成制度（シニア・上級学芸員）の必要性、同時に、2007年の「これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議」でも学芸員養成課程の高度化・実務経験の充実のために大学院における専門教育の必要性が議論された。

また、世界に類例のない日本の国家（任用）資格の学芸員制度に倣いながら、韓国は大統領令による「学芸士」には試験資格によって一級学芸士、二級学芸士、三級学芸士と準学芸士の区分を設け、より体系的な整備をおこなっている。（←「博物館及び美術館振興法」（法律第4410号））

課題

国家資格の改正が必要？

(4) -1 学芸員による独創的な研究を可能とする新制度設計

① 現行の博物館法第4条第4項を改正し、学芸員の職務内容を見直す。学芸員が業務の調査研究以外に、独創的な研究にも従事して博物館を通じて地域の活性化に貢献できるようにする。

→ 研究者としての学芸員の法的根拠を確立

第4条第4項「学芸員は、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる。」

・ 学芸員が研究者として活躍している実績のエビデンス

「学芸員の科学研究費補助金申請・採択の現状把握のためのアンケート調査」の実施（2019年3月～4月：郵送104、及びWeb回答システム利用）、総回答数86

研究助成金の獲得によって、安定した研究の継続が可能となり、新しい知識を獲得して研究者としてのレベルアップができ、展覧会へ研究成果を還元できたことが窺われる。

(4) -2 学芸員による独創的な研究を可能とする新制度設計

②学芸員の研究者としてのステータス向上を図るため。

→ 文部科学省は一定水準以上の研究能力が認められる博物館に対して、研究機関指定の基準（「科学研究費補助金取扱規程第2条第1項第1号及び第4号並びに同条第4項の機関の指定に関する要項」）の柔軟化を図るべき

・現在「研究機関指定」されている博物館等は、「国立館」10館を含めて、わずか48館。指定要件の高いハードル（特に四、五）

一 学芸員が科学研究費補助金を受け取って研究を行うことに対して博物館の支援、研究計画の立案、発表、学会等への参加の自由があること

二 博物館に管理系と独立した研究系（学芸課など）の組織が存在していること

三 常勤の学芸員の原著論文発表数とその掲載誌等の評価

四 学芸員の一人当たりの研究費が年間36万円以上であること。

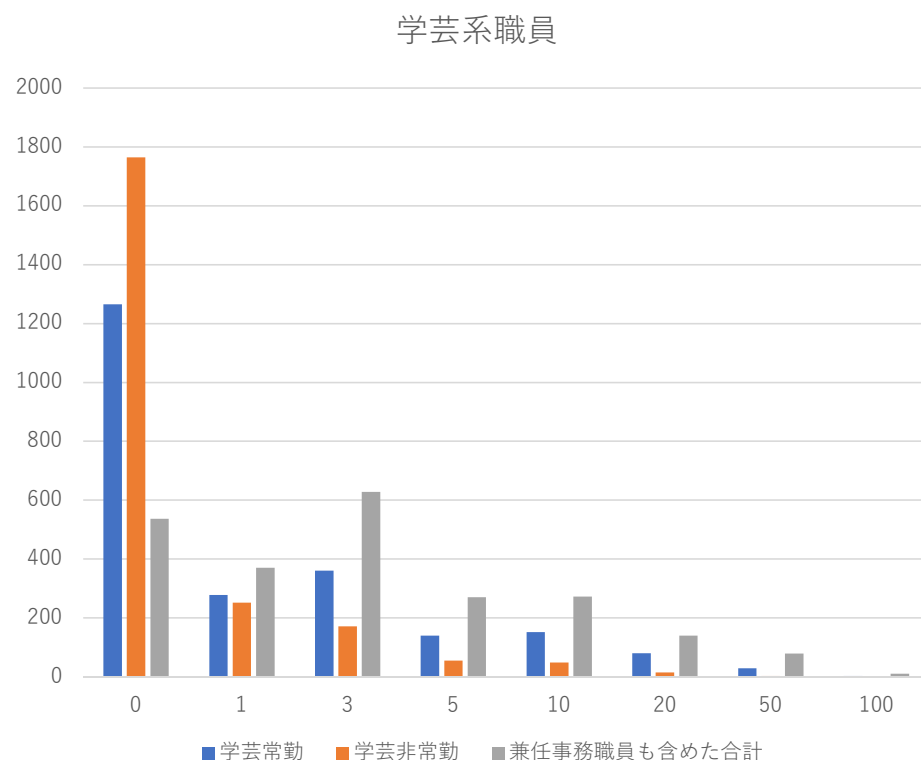
五 科学研究費補助金の管理等の事務が機関の事務組織の所掌事務に必ず位置づけられていること

博物館法改定への課題

①現状認識

- 小規模館：人員配置ができない
＜＝＝過疎化、地域余力の低下、行政の財政力低下、市町村合併後の体制
→維持が困難な状況
 - 中・大規模館：「余力」の低下、役割の拡大と多様化
学芸員の高齢化（採用の抑制、非正規化）
→成長・発展・互助の余力がない
- 地域文化のロバストネス（頑健性）・レジリエンス（復元可能性）の極端な低下

学芸員数からみる（回答数2314館中）



- 学芸員ゼロの館は多い
- 事務兼任も含めて学芸ゼロは博物館たりえるのか
→ 単独では博物館たり得ない資料・活動の質の保証ができない
- しかし、過半数で常勤ゼロ、事務兼任、非常勤も含めてゼロでも1/4を超えるのが現状。非回答館を含めるともっと厳しい現実かも。

なぜ博物館の活性化が必要なのか？

- 地域の多様な文化を保全するために(アイデンティティの問題)
→過疎化高齢化だけでなく災害対応も
 - 学校教育の支援だけでなく、成人教育、高齢者参加がより重要になっているから（生涯学習・参加の場）
→生涯学習と福祉の接近（文化振興基本法もにらみつつ）
 - 地域文化が「文化観光」のもとだから
→これまでは「まちづくり」までの関与だった？「まちおこし」「まちのいじ」と文化の関係をつける？
- 「日本の文化の多様性維持・発展が日本全体の文化観光の基礎である」から博物館を国としてテコ入れする施策

地方分権時代の博物館法の制度的課題

- 博物館法はこの博物館のあり方を規定しているが、博物館行政の方向性を示していない。
- たとえば文化財保護法や文化振興基本法、自然環境行政、文化観光、社会福祉などなど
- これらはこの博物館がバラバラに行うのではなく、ネットワーク化が必要
- 博物館の中だけでも博物館の連携施策などを博物館法を根拠に推進できない現状にある。
- 特に拠点としてのポテンシャルの高い国立系博物館、地独博物館、大学博物館などが博物館法に規定されていない。

解決の方向性

小さな博物館

1. 資料を保全し、地域の文化財保全に貢献でき、地域住民の教育と参加を保証できる「公益性」を持った博物館をサポートすべき対象とし、「認証」する
2. 国・自治体は認証した博物館がよりよく経営できるような各種の経済的・制度的優遇措置・ネットワークへの組み込みをはかる
3. また、認証されない博物館が、認証に向けて努力できるよう、サポートをはかる
4. 支援が充実・大きくなったら認証内容の確認ができるような再認証制度を検討

拠点となる博物館

1. 左記に加えて、より広い見地から資料保全や文化財の価値探求、より広い参加開発をすすめる拠点として機能する。
2. これらは、行政界を超えた機能を期待する点が大きく、自治体の設置目的を超える部分もあることから、拠点博物館には「政策推進費」のような支援
3. 横並びに指定するのではなく、適正な計画と実行体制を持って立候補した組織に支援
4. 支援を受ける組織は評価、再認証を先んじて受ける

解決の方向性

小さな博物館

1. 資料を保全し、地域の文化財保全に貢献でき、地域住民の教育と参加を保証できる「公益性」を持った博物館をサポートすべき対象とし、「認証」する
2. 国・自治体は認証した博物館がよりよく経営できるような各種の経済的・制度的優遇措置・ネットワークへの組み込みをはかる
3. また、認証されない博物館が、認証に向けて努力できるよう、サポートをはかる
4. 支援が充実・大きくなったら認証内容の確認ができるような再認証制度を検討

課題

1. 認証を受けることが小規模館に負担にならないか、**公益性を持つ博物館のボーダーはどこか**。だが、どうやって認証するか
2. 自治体の支出を変えることは難しい。税優遇といっても、日本で寄付依存、企業資金を受け入れている博物館は少数派、即効性は低い（将来余地ではある）、資金応募、許認可等、防災支援などにどこまで書き込めるか？
3. 現行の登録・相当はもちろんメリットがないからと手続きしてこなかった館を取り込めるか
4. 認証手続きなどが、作業量はあっても、現場のメリットになるように、かつ支援メニュー

解決の方向性

拠点となる博物館

1. 左記に加えて、より広い見地から資料保全や文化財の価値探求、より広い参加開発をすすめる拠点として機能する。
2. これらは、行政界を超えた機能を期待する点が大きく、自治体の設置目的を超える部分もあることから、拠点博物館には「政策推進費」のような支援
3. 横並びに指定するのではなく、適正な計画と実行体制を持って立候補した組織に支援
4. 支援を受ける組織は評価、再認証を先んじて受ける

課題

1. 館を超えた結びつきを持っているか？組織風土を超えて連携できるか？
2. 防災、文化観光メニュー開発、研究など多様な切り口は想定できる。自治体の設置目的と両立を図れるか。直営、民間、独法どこの受け皿でも実施できるか？
3. 現状を維持するのに精一杯という意識を脱却できるか、また脱却する条件付をできるか？
4. 「評価嫌い」は定着しつつある。ひょうかをメリットにできるか？

地域文化の維持・保全・発展をすすめるために

- 小規模館の「公益性」を積極的に明示し、支援する「認証」を
- 「認証」取得の支援を
- さらに小規模館をネットワークでサポートできる体制を作れるように

➡博物館をさまざまな政策推進の基礎となる社会の基盤システムに

法制度の在り方に関するWG スケジュール（案）**第1回** 2月9日（火）15:00～17:00

論点の洗い出し（各委員から問題意識を発表）

制度の方向性と主要な論点① 登録制度の枠組み

- 日本学術会議より、提言の狙いと内容（登録制度）について話題提供
- 佐久間委員より科研費プロジェクトにおける議論についてプレゼン

第2回 2月24日（水）10:00～12:00

制度の方向性と主要な論点① 登録制度の枠組み

制度の方向性と主要な論点② 審査主体とプロセス、質保証

第3回 3月5日（金）14:00～16:00

制度の方向性と主要な論点② 審査主体とプロセス、質保証

制度の方向性と主要な論点③ 学芸員

➡ 3月24日（水）博物館部会 中間報告・審議

第4回 4月頃（調整中）

制度の方向性と主要な論点③ 学芸員

分野別の振興策（保存、研究、教育、観光、国際、地域振興、館種別 等）

第5回 4月頃（調整中）

分野別の振興策（保存、研究、教育、観光、国際、地域振興、館種別 等）

第6回 5月頃（調整中）

その他の論点

具体的改正案の検討

第7回 5月頃（調整中）

具体的改正案の検討

➡ 5月～6月 博物館部会 WG報告書の審議